

**テーマ**：無効となった遺言の効力

### **遺言の効力要件**

- (1) 近時、相続紛争の増加に伴って遺言の作成ニーズも増加しているが、公正証書遺言を作成するケースは比較的少数であると思われ、大多数は作成費用の関係から、自筆証書遺言と思われる。なお、秘密証書遺言は最終的に公証役場での封印が必要となるので、利用頻度は高くないと推測される。
- (2) 遺言は法定の要式行為であり、自筆証書遺言の要件は民法 968 条に定められているが、遺言の一部が自筆でない、或は日付の記載を欠く等の形式的要件を具備せずに無効となる自筆証書遺言も散見される。そのため、自筆証書遺言については、遺言無効確認訴訟などの法的紛争に発展することも珍しくない。また、ごくまれにはあるが、公正証書遺言も要件不備(例えば証人欠格等)によって無効となることがある。

### **無効な遺言の死因贈与への転換**

- (a) このような法定要件を欠くために遺言が無効となった場合でも、いわゆる「無効行為の転換」によって、当該無効な遺言を死因贈与契約証書として有効である、と認定する裁判例(東高決 S60/6/26、判時 1162p64 等)も見受けられる。このような場合、当該遺言が遺言者(贈与者)によって作成されたことは不可欠の前提であり、形式的要件の不備によって無効となった場合の実質的救済策であると理解することができる。
- (b) 他方、死因贈与契約は、我が国の民法上遺言と異なり契約行為であり、贈与者と受贈者との間の合意が成立要件となる。したがって、上記のような無効行為の転換によって、無効な遺言が死因贈与契約として有効となるためには、当該遺言の内容を受贈者が相続発生前に知っていたこと、が最低限必要となる。

### **実務上の留意点**

- (i) 以上のとおり、無効な遺言を死因贈与に転換するためには、合意の成立が必要であるが、遺言者が遺言の作成を寄贈する場合に、実務的には、とりあえず自筆証書遺言を作成しておけば、形式的要件が不備であっても救済される余地がある。
- (ii) また、遺言の作成にあたっては、そもそも公正証書遺言を作成することが望ましいのであるが、費用等の観点から公正証書遺言の作成が困難なときには、当初より死因贈与契約書を作成しておくことも、遺言者の意思の実現手段として検討する余地がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.15 は、「雇い止めの効力」(14L7)の予定(2014/7発行予定)としております。

以上